

松本市告示第625号

松本市犯罪被害者等日常生活支援助成金交付要綱を次のように定める。

令和6年10月11日

松本市長 臥雲 義尚

松本市犯罪被害者等日常生活支援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、松本市犯罪被害者等支援条例（令和6年条例第47号）の規定に基づき、犯罪行為により死亡した者の遺族又は重傷病を負った者及びその家族が受ける日常生活を送るために必要な支援に要する費用に対して、予算の範囲内で松本市犯罪被害者等日常生活支援助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 犯罪被害 犯罪行為（被害届等により被害を受けたことが確認できるものに限る。）による死亡又は重傷病をいう。
- (3) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者をいう。
- (4) 遺族 犯罪被害者が犯罪行為により死亡した時点において、次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。次号において同じ。）
 - イ 犯罪被害者の2親等以内の親族
- (5) 家族 犯罪被害者が犯罪行為により重傷病を負った時点において、次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 犯罪被害者の配偶者
 - イ 犯罪被害者の2親等以内の親族
- (6) 重傷病 負傷又は疾病に係る身体の被害であって、当該負傷又は疾病の療養に要する期間が1月以上で、かつ、3日以上入院を要する（精神疾患である場合は、療養に要する期間が1月以上で、かつ、3日以上労務に服することができない程度である）と医師に診断されたものをいう。
- (7) 市民 市内に住所を有する者、市内に居住する者及びこれに類する者であると市長が認める者をいう。

(対象者)

第3条 この要綱の規定による助成金の交付対象となる者は、次条の表に規定する支援を受けるとき点及び第6条に規定する申請をする時点において、市民である者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 犯罪被害者

(2) 遺族

(3) 家族

(助成の種類等)

第4条 助成の種類、対象経費及び金額等は、次のとおりとする。

種類	対象経費	金額等
カウンセリング等支援	犯罪被害者、遺族又は家族（以下「犯罪被害者等」という。）が犯罪被害を受けたことによる精神的な被害の軽減又は回復のために公認心理師等によるカウンセリング及び精神科等診療（以下「カウンセリング等」という。）を受ける場合の費用。ただし、他の地方公共団体から当該費用に係る支援を受けている場合は、当該支援の上限を超えたカウンセリング等に係るものに限る。	上限5,000円／回 （上限10回）
裁判手続等支援	提訴に向けた弁護士相談費用、裁判所までの交通費、その他裁判所に支払う費用。ただし、損害賠償金、保険金等の支払を受けた場合には、当該金額をもって充足できない費用を対象とする。	上限10万円

(交付の制限)

第5条 市長は、次に掲げる場合には、助成金を交付しないことができる。

(1) 犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時点において、犯罪被害者等と加害者との間に3親等以内の親族関係（事実上の婚姻関係を含む。）があったとき。ただし、当該親族関係が破綻していたと認められる事情がある場合又は次のアからウまでのいずれかに該当する場合を除く。

ア 犯罪被害者等が18歳未満の者で助成金の交付を受けることができる立場であったとき又は犯罪被害者等が18歳未満の者を監護していたとき。

イ 犯罪被害者等が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者に該当する者であって、その加害者に対し同法第10条第1項の規定による接近禁止命令又は同法第10条の2の規定による退去等命令が発せられているとき。

ウ 当該犯罪行為が、次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当するとき。

(ア) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待と認められるとき。

(イ) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第3項に規定する高齢者虐待（同条第4項第2号に掲げる行為を除く。）と認められるとき。

(ウ) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第2条第2項に規定する障害者虐待（同条第6項第2号に掲げる行為を除く。）と認められるとき。

(2) 犯罪被害者等が犯罪行為を誘発したときその他当該犯罪行為につき、犯罪被害者にも、その責めに帰すべき行為があったとき。

- (3) 犯罪被害者等が、松本市暴力団排除条例（平成24年条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者であったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、犯罪被害者等と加害者との関係その他の事情から判断して、助成金を交付することが社会通念上適切でないと認められるとき。

（交付申請）

第6条 助成金の交付を受けようとする遺族（当該者が未成年者である場合又はやむを得ない事情により申請ができない場合にあっては、当該者の法定代理人。以下「助成金交付対象遺族」という。）は、松本市犯罪被害者等日常生活支援助成金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書」という。）及び犯罪被害申告書（様式第2号。以下「申告書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、これらの書類により証明すべき事実を市が保有する公簿等で確認することができるときは、市が当該確認することに同意した上で、その書類の添付を省略することができる。

- (1) 犯罪被害者の死亡診断書又は死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類の写し
- (2) 住民票の写し、戸籍の附票その他助成金交付対象遺族が申請時において、市内に住所を有する者又は居住する者であることを証明する書類
- (3) 助成金交付対象遺族の氏名、生年月日及び犯罪被害者との続柄を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本その他の証明書
- (4) 犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時点において、助成金交付対象遺族が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類
- (5) 助成対象経費に係る領収証の写し又はそれに類するもの
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 助成金の交付を受けようとする犯罪被害者又は家族（当該者が未成年者である場合又はやむを得ない事情により申請ができない場合にあっては、当該者の法定代理人。以下「助成金交付対象犯罪被害者等」という。）は、申請書及び申告書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、これらの書類により証明すべき事実を市が保有する公簿等で確認することができるときは、市が当該確認することに同意した上で、その書類の添付を省略することができる。

- (1) 犯罪被害が重傷病に該当することが証明できる医師の診断書（受傷日、療養期間、入院日数（精神疾患である場合は、労務に服することができない日数）及び病名を明記したものに限る。）
- (2) 住民票の写し、戸籍の附票その他助成金交付対象犯罪被害者等が申請時において、市内に住所を有する者又は居住する者であることを証明する書類
- (3) 助成対象経費に係る領収証の写し又はそれに類するもの
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 前2項の規定にかかわらず、市長が認めたときは、第1項各号又は前項各号に掲げる書類の全部又は一部の添付を省略することができる。

4 第1項及び第2項の規定による申請は、支援を受けた日の属する年度ごとに行わなければならない。

（申請期限）

第7条 前条の規定による申請の期限は、犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時点から1年以内（精神疾患である場合は、医師の診断があった日から1年以内）とする。

2 前項の規定にかかわらず、他の地方公共団体が実施する犯罪被害者等に対するカウンセリング等支援を受けた者が行うカウンセリング等支援に係る申請の期限は、当該地方公共団体が実施するカウンセリング等支援の最終実施日から起算して1年以内とする。

3 第1項の規定にかかわらず、裁判手続等支援に係る申請の期限は、刑事被告事件の公判が終了した日又は民事裁判手続の判決が言い渡された日の翌日から30日以内とする。

（交付の決定等）

第8条 市長は、第6条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定し、速やかに、松本市犯罪被害者等日常生活支援助成金交付決定通知書（様式第3号）又は松本市犯罪被害者等日常生活支援助成金不交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する審査に際し、必要があると認めるときは、警察その他関係機関への照会を行うものとする。

3 前項の規定は、第1項に規定する助成金を交付する旨の決定（以下「交付決定」という。）後においても適用があるものとする。

（交付決定の取消し）

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した助成金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により助成金の交付決定を受けたとき。

(3) その他市長が不相当と認める行為があったとき。

2 前項の規定により助成金の返還を命ぜられた交付決定者は、市長が定める期限までに当該助成金を返還しなければならない。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、令和6年6月28日以後に発生した犯罪行為に起因する犯罪被害について適用する。

様式第1号（第6条関係）

松本市犯罪被害者等日常生活支援助成金交付申請書兼請求書

年 月 日

（宛先） 松本市長

申請者兼請求者 住所

ふりがな
氏名

電話

被害者との続柄

- 1 松本市犯罪被害者等日常生活支援助成金交付要綱第6条の規定により、次のとおり、松本市犯罪被害者等日常生活支援助成金の交付を申請し、請求します。

被害者	住所		☐ 同上
	氏名		☐ 同上
申請・請求内容	種類	☐ カウンセリング等支援 _____ 円 ☐ 裁判手続等支援 _____ 円	
	金額	合計金額 _____ 円	
	履歴	同一事件でこれまでに助成金の申請をしたことが ☐ 有 ☐ 無 有の場合（ _____ ）	

2 各種要件等

該当項目にチェックしてください。

- ☐ 犯罪被害者、遺族又は家族である。
- ☐ カウンセリング等支援の場合は他の地方公共団体が実施するカウンセリング等支援の最終実施日から起算して1年以内である。
- ☐ 裁判手続等支援の場合は加害者からの賠償金、保険金等をもっても充足できない費用である。

3 振込先

金融機関名	銀 行 信用金庫・組合	本店 支店	
口 座 番 号		口 座 種 別	
(フリガナ)			
口 座 名 義			

4 除外事由

☐ 私は、次の(1)～(4)に掲げる除外事由のいずれにも該当しません。

(1) 犯罪被害者又は申請者と加害者との間に3親等以内の親族関係がある。ただし、次に掲げる場合は除きます。

ア 当該親族関係が破綻していたと認められる事情がある場合

イ 犯罪被害者が18歳未満の場合

ウ 犯罪被害者が18歳未満の者を監護していた場合

エ 加害者に対し配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定する接近禁止命令又は退去等命令が発せられている場合

オ 当該犯罪行為が、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待と認められる場合

(2) 犯罪被害者又は申請者が犯罪行為を誘発した。

(3) 当該犯罪行為につき、犯罪被害者又は申請者にもその責めに帰すべき行為があった。

(4) 犯罪被害者又は申請者が、松本市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者である。

5 申請事項に係る同意等

(1) 松本市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員及び同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないことを、市が警察当局へ照会すること。

(2) 偽りその他不正な手段により助成金を受給したと市長が認めた場合には、助成金を市に返還すること。

(3) 助成金の交付に係る申請に際し、提出書類により証明すべき事実を市が保有する公簿等により確認すること。

私は上記内容に同意します。 申請者 _____ (署名)

6 代理申請（代理申請を行わない場合は記載不要）

代理申請をする理由	
代理人住所	
代理人氏名	
代理人連絡先	

添付書類（次のうち、必要なもの）

	添付	書類
共通	☐	犯罪被害申告書（様式第2号）
	☐	支払費用を証する領収証、契約書その他の支払費用の内容を証する書類
	☐	犯罪行為が行われた時点における申請者の住民票又は本市に住所を有していることを証することができる書類（住民票の写し、戸籍の附票等）
	☐	犯罪被害が、重傷病に該当することを証明することができる医師の診断書
	☐	犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書の写しその他死亡の事実及び死亡年月日を証することができる書類の写し
	☐	申請者と犯罪被害者との続柄に関する戸籍謄本その他の証明書
該当する場合	☐	申請者が犯罪被害者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類
	☐	犯罪被害者と同居している（していた）家族又は遺族全員の住民票の写しその他の同居している（していた）者を証する書類
	☐	交通事故の被害者であるときは、交通事故証明書又はこれに準ずる事故が確認できる公的機関の発行した証明書の写し
	☐	放火の被害者であり、かつ、住居が滅失又は著しく損壊したときは、罹災証明書
	☐	代理人による代理申請を行う場合は、代理人であることを証明する書類（法定代理人の場合は戸籍謄本等、任意代理人の場合は委任状等）
	☐	その他、市長が必要と認める書類 ()

様式第 2 号（第 6 条関係）

犯 罪 被 害 申 告 書

犯罪被害の概要

被害者の氏名	ふりがな 氏 名		
生年月日	年 月 日		
被害者の 被害時の住所	〒 -		
被害年月日	年 月 日		
被害場所			
罪 種	<u>（判明していない場合は、記載不要）</u>		
被害の状況 （警察に届け出た内容等）			
被害届等の提出	有 ・ 無	被害届提出日	年 月 日
届出警察署 （捜査担当警察署等）	都道府県 警察署		

私は、上記の申告内容について、松本市が調査し、警察等関係機関が保有する犯罪被害者の個人情報（警察における事件認知の有無、事件の発生場所及び日時）を、警察等関係機関から松本市へ提供することに同意します。

申告日（申請日） 年 月 日

申告者（申請者）^{ふりがな}氏名 _____（署名）

住所
電話番号
被害者との続柄

様式第3号（第8条関係）

指令第 号

年 月 日

様

松本市長

松本市犯罪被害者等日常生活支援助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました、松本市犯罪被害者等日常生活
支援助成金について、下記のとおり交付することを決定しましたので、松本
市犯罪被害者等日常生活支援助成金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

1 交付金額

カウンセリング等支援	円
裁判手続等支援	円
合計	円

2 支給予定日 年 月 日

3 留意事項 交付を決定した助成金は、申請のあった口座へ振り込みます。

4 交付決定の取消し及び返還

松本市犯罪被害者等日常生活支援助成金交付要綱第9条各号のいずれかに該当することが判明したとき、又は偽りその他不正の手段により当該決定を受けたと認めるときは、当該決定を取り消し、助成金の返還を求めます。

様式第4号（第8条関係）

指令第 号

年 月 日

様

松本市長

松本市犯罪被害者等日常生活支援助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました、松本市犯罪被害者等日常生活支援助成金について、下記の理由により、交付しないことに決定しましたので松本市犯罪被害者等日常生活支援助成金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

交付しない理由：